年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 2件

香川国民年金 事案 282 (事案 95 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年3月までの期間及び同年7月から61年1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から59年3月まで

② 昭和59年7月から61年1月まで

前回申立時に「訂正不要」の通知書を受け取ったが、申立期間の国民年金保険料については、A市から来たという集金人に渡していたと記憶しており、集金人については、最近になって、申立期間当時近所に住んでいた知人と連絡が取れ、その知人が我が家に集金人が来ていたことを覚えていた。

申立期間に係る新たな事情が出てきたので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む前回の申立てについては、国民年金保険料の納付状況等が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年3月25日付け年金記録の訂正は必要で無いとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は新たな事情として、「A市の国民年金保険料集金人について、申立期間当時、近隣に在住していた知人が記憶していた。」と主張しているところ、当該知人は、申立期間当時における国民年金の集金人に関し、「保険料の集金人は、私の家に来ていた人と同じ人であり、申立人の家から帰って行くところを何回も見かけた。申立人の妻が、集金人に対し、保険料の値上がりについて話をしながら納付していたことを覚えている。」と供述しており、その内容は具体的である上、申立人と同じく、その集金人に国民年金保険料を渡していたと供述している当該知人の保険料の納付状況を見ると、申立期間を含めて、国民年金の被保険者期間すべての保険料を納付していることが確認できる。

また、集金人による国民年金保険料の納付について、A市の担当者は、「当

時の資料も無く、事情が分かる人もいない。」と供述しているが、B県国民年金課発行の書籍等により、同市においては、昭和37年9月から、自治会等の組織に加入していない住民を対象に国民年金保険料の徴収業務を行っていた「専任徴収員」が存在していたことが確認でき、同県内において、同市に次いで国民年金保険料徴収率が低かったC市の元国民年金課職員が、「C市では、専任徴収員は少なくとも平成になるころまで存在していた。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、A市においても「専任徴収員」が存在していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 284

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から平成3年8月までの付加保 険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正す ることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月から54年10月まで

② 昭和60年4月から平成3年8月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間①には国民年金保険料の納付記録が無く、申立期間②については、定額保険料は納付済みとされているものの、付加保険料の納付事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

申立期間①については、A市役所で昭和54年11月に国民年金に任意加入した時に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した51年2月以降の期間が未加入期間とされていることを知らされ、10万円に満たない程度であったが、申立期間①の保険料を同市役所窓口で現金で納付した。申立期間①当時は飲食店を経営しており、経営も順調だったため、金銭的にも余裕があり、何より未納期間ができるという状態が嫌いな性格のため、窓口で聞いてその場で納付した。

申立期間②については、上述の任意加入の際に、付加保険料を納付することで将来の年金受給額が増えるという説明を受けたため、同時に加入した。保険料額は覚えていないが、加入手続以降、市役所から届く納付書に従って納付していた。付加保険料の納付を辞退する申出をしたことは無いし、商売も繁盛しており、そのような申出をする理由も無いため、申立期間②についても付加保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、昭和54年11月に国民年金に任意加入 し、同時に付加年金にも加入しており、平成3年9月に第3号被保険者とな るまで、定額保険料については、申立期間②を含めすべて納付済みであることから、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金に任意加入した昭和54年11月から60年3月までの5年5か月間にわたって、継続して付加保険料を納付しており、経済的にも安定していたとしていることから、申立期間②のうち、同年4月から61年3月までの期間について、付加保険料の納付を辞退する合理的な理由は見当たらない。

さらに、昭和61年4月の制度改正により、申立人は、第1号被保険者となったところ、申立人の夫は被用者年金加入者であるが、申立人の経営する飲食店の経営状況に大きな変化は無く、申立人が第3号被保険者に該当しない経済状況であったことは行政側で審査しており、この時点で付加保険料の納付の意思を照会されれば、申立人から納付を辞退することは考え難く、仮に行政側で所得状況を把握して、第1号被保険者とする手続をしたとすれば、申立人は、申立期間②の前に付加保険料を納付していた者であることが確認できることから、行政側が申立人に確認することなく付加保険料の納付を辞退させるのは不合理であり、申立期間②全体を通して、付加保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、被用者年金制度加入者の配偶者であり、申立人が所持している国民年金手帳、年金手帳、及び社会保険事務所が管理する特殊台帳の記載から、申立人は任意加入被保険者であったことが確認できることから、昭和54年11月に任意加入被保険者資格を取得した時点では、申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が所持している国民年金手帳の表紙には、任意加入した昭和54年11月から保険料を納付したことを推認させる記述がある。

さらに、申立人が申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和60年4月から平成3年8月までの付加保険料を納付していたものと認 められる。

香川厚生年金 事案 345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30年12月から31年9月までは6,000円、同年10月から33年4月までは4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月30日から33年5月30日まで

A社には、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和 30 年 11 月 1 日以前から 33 年 5 月に倒産するまで、妻と共に継続して勤務していた。妻には、30 年 11 月 1 日から 33 年 5 月 30 日まで同社において厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、私の記録は、妻と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、30 年 12 月 30 日に資格喪失したことになっていることが納得できない。

申立期間当時の事業主も、私がA社が倒産するまで勤務し、私の厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していたと言っているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和 30 年 11 月 1 日以前から同社で勤務し、妻と共に、同社が倒産した 33 年 5 月まで継続して勤務していた。」と主張しているが、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、申立人は、30 年 11 月 1 日に健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、同年 12 月 30 日に同保険の被保険者資格を喪失している。

しかしながら、申立人、A社の元事業主及び同僚の供述から昭和 31 年 11 月ころに同社前で撮影されたと推認できる集合写真には、社会保険事務所が

保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、32 年1月1日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚とともに申立人が写っていることが確認でき、当該同僚及び同年3月1日まで被保険者記録が確認できる同僚の二人は、「私が同社を退職した後も申立人は継続して勤務していた。」と供述し、同社の元事業主及び33年5月30日まで同社において被保険者記録の確認できる申立人の妻は、「夫は、同年5月に同社が倒産するまで勤務していた。」と供述している上、申立人の同社における勤務内容や申立人が同社倒産後の残務整理時に負傷したことについての元事業主の供述及び申立人の主張はおおむね一致している。

また、A社の元事業主は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、「『B職』として働いていた女性については、厚生年金保険に加入させていなかったと思うので、すべての従業員を厚生年金保険の被保険者として届け出ていたわけではないが、厚生年金保険に加入させた申立人の被保険者資格を途中で喪失させることはあり得ない。」と供述している上、申立人の勤務形態についても、「小さな会社であったので、申立人には何でもしてもらっていたが、途中で勤務形態が変わるなどの変化は無かった。」と供述している。

これらを併せて判断すると、申立人は、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同保険の被保険者資格を喪失している昭和30年12月30日以後、申立人の妻が厚生年金保険の被保険者資格を喪失している33年5月30日まで同社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録及び同僚の記 録から、昭和30年12月から31年9月までは6,000円、同年10月から33 年4月までは4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間当時の書類は無いが、納付していたものと確信している。」と供述しているが、申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は昭和30年12月30日を申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月9日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和38年12月から39年1月までの厚生年 金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認め られる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月21日から同年5月1日まで

② 昭和38年12月9日から39年2月9日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申 立期間については加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

私は、昭和38年3月21日にA社に入社し、B業務に従事し、39年2月9日まで継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②において、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、申立人が、同社で勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②における厚生年金保険被保険者資格喪失日について、 給料支払明細書の昭和 39 年 2 月分に出勤日数 15 日と記載されていること から、週休を1日とし給与の締切日である、同年1月 21 日から起算すると、 申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 2 月 9 日とすることが妥 当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、昭和38年12月及び39年1月を1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①については、申立人が所持しているA社の昭和38年5月の給料支払明細書により、少なくとも同年4月21日から同社で勤務していたことが確認できるが、元総務担当者は申立人を記憶しておらず、また、社会保険事務所の保管する同社の厚生年金保険被保険者原票により、同年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、供述を得られた同僚三人も申立人を記憶していないことから、申立人が申立期間①のうち、同年3月21日から同年4月20日まで勤務していた事実は確認できない。

また、申立人が所持している給料支払明細書の昭和39年2月分に厚生年金保険料の金額が記載されていないため、A社では、従業員の厚生年金保険料を当月控除していたことが判断できることから、同明細書の38年5月分に記載されている厚生年金保険料は同年5月分であり、同年4月の厚生年金保険料を給与から控除した事実を確認できる資料は無い。

さらに、社会保険庁が管理するオンライン記録により、A社の申立人を含む健康保険被保険者番号*から*までの24人について厚生年金保険被保険者資格取得日を調査したところ、申立人を含む当該全員が昭和38年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち同社へ入社した時期を記憶していた同僚3人によると「見習い期間は1か月ぐらいあったと思う。」、「見習い期間は2か月ぐらいあったと思う。」、「試用期間は3か月あった。」との供述から、申立期間①当時、同社では入社後1か月から3か月の試用期間があり、その期間については厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行わない取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等は無く、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者であったことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川国民年金 事案 283

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から48年2月まで

ねんきん特別便の通知があり、申立期間が国民年金未加入期間となっていることが分かり、社会保険事務所に納付記録照会を行ったが、納付記録は確認できないとの回答であった。私は、昭和42年7月か8月に友人の勧めで地域の集金担当者に自宅を訪問してもらい国民年金に任意加入し、保険料も集金担当者を通じて納付していた。当時の集金担当者も私の事を憶えており、未加入期間とされていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であるため、申立人は、国民年金法上、任意加入対象者であるところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の手帳記号番号の払出日が昭和48年3月9日であることから、申立人は、その時点で国民年金被保険者資格を42年5月にさかのぼって取得することはできない上、申立人は、「当該手帳以外に国民年金手帳を所持していた記憶は無い。」と供述しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に国民年金への加入を勧めたとされる友人は、「当時、申立人との会話の中で、国民年金の事が話題に上ったことはないと思う。」と供述している上、申立期間当時の集金担当者も、「戸別訪問時に国民年金の任意加入申請を受け付けることは無かった。」と供述している。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の昭和48年3月以前の印紙検認記録欄には、「納付不要」の押印が確認できることから、昭和47年度以前については国民年金保険料を納付できない期間であることが推認される。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料 (預金通帳、家計簿等) は無く、ほかに申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 285

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 53 年 12 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から53年12月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について付加 保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納得できない。

申立期間当時には、元夫の収入が多かったので、私と元夫とその母親の 3人が、付加保険料の制度が始まった当初から付加保険料を納付した。地 元の納税組合の担当者が自宅まで集金に来ていたので、その人に付加保険 料を含む国民年金保険料を預けていた。

昭和 45 年から付加保険料を納付し始めたころには、1 か月に一人当たり 1,600 円から 1,800 円くらいの金額を納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 10 月から付加保険料を納付したと主張しているが、 A町が保管している国民年金被保険者名簿には、申立期間直後の 54 年 1 月に 付加保険料を納付する申出がされたことを示す記載がある上、社会保険事務 所が保管している特殊台帳にも、同月から付加保険料を納付し始めた記載が 確認できる。

また、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間当時、申立人と同居していた元 夫の納付記録も、申立人の納付記録と同様に昭和54年1月から付加保険料の 納付を開始した記録となっていることが確認できる上、同じく申立人と同居 し、一緒に国民年金保険料を納付していたとする元夫の母親の納付記録にも、 申立期間に係る付加保険料を納付した実績は確認できないなど、ほかに申立 期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。